輸入統計品目表第一二類に備考として次のように加える。

備考

1　あおじその果実、あさがおの種、アモムム・クサンティオイデスの種、アルピニア・オクシヒュルラの果実、いかりそうの葉、うつぼぐさの花、えびすぐさの種、エピメディウム・ウシャネンセの葉、エピメディウム・プベスケンスの葉、エピメディウム・ブレヴィコルヌの葉、エヴォディア・ボディニエリの果実、おおからすうりの種、おおばこの果実、種、葉及び花、おおみさんざしの果実、おかぜりの果実、おにゆりの葉、オランダびゆの果実、かきどおしの葉及び花、かきのきのがく、カシア・トラの種、かためんじその果実、かわらよもぎの花、きからすうりの種、きささげの果実、キトルス・アウランティウム（だいだいを含む。）の果実（未成熟のものに限る。）、きばないかりそうの葉、くこの果実及び葉、くちなしの果実、けいがいの花、げんのしようこの果実及び花、ごしゆゆの果実、こぶしの花、ごぼうの果実、ざくろの果皮、ささくさの葉、さねぶとなつめの種、さんざしの果実、さんしゆゆの果実、しその果実及び葉、しなからすうりの種、しなれんぎようの果実、しろみなんてんの果実、すいかずらの葉及び花、すおうの心材、せつこく属の植物の葉、だいふくびんろうの果皮、たむしばの花、ちようせんごみしの果実、ちよれいまいたけの菌核、ちりめんあおじその果実、ちりめんじその果実及び葉、とうがん（ベニンカサ・ケリフェラ品種エマルギナタを含む。）の種、とうきささげの果実、ときわいかりそうの葉、どくだみの葉及び花、ながばくこの果実、なつみかんの果実（未成熟のものに限る。）、なんてんの果実、ねなしかずらの種、のいばらの果実、はくもくれんの花、はつかの葉及び花、はまごうの果実、はまねなしかずらの種、はまびしの果実、びわの葉、びんろうの果皮、ふきたんぽぽの花、ふじまめの種、ふゆむしなつくさたけの子実体（宿主を付けたものに限る。）、ほざきいかりそうの葉、ほんごしゆゆの果実、マグノリア・スプレンゲリの花、マグノリア・ビオンディイの花、まつほどの菌核、まめだおしの種、みつばはまごうの果実、ミロバランの果実、めはじきの葉及び花、リリウム・プミルムの葉、リリウム・ブロウニイ（はかたゆりを含む。）の葉、レオヌルス・シビリクスの葉及び花、れんぎようの果実並びにロファテルム・シネンセの葉

輸入統計品目表第一二一一・九〇号を次のように改める。

1211.90		―その他のもの		
		――ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、コロンボ根、海葱（そう）、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及（しらん）、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐（かい）花、大黄並びに甘草		
	110	―――セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄及び沈香		KG
	120	―――甘草		KG
	190	―――その他のもの		KG
	700	――除虫菊		KG
	600	――大麻草		KG
		――その他のもの		
		―――茎、樹皮及び根並びにこの類の備考１の物品（乾燥したものに限るものとし、砕き又は粉状にしたものを除く。）		
	931	――――この類の備考１の物品		KG
	939	――――その他のもの		KG
		―――その他のもの		
	991	――――びやくだん		KG
	992	――――はとむぎ		KG
	999	――――その他のもの		KG

輸入統計品目表第一二一一・一二号中「掲げるもの」を「掲げる物品」に改める。

輸入統計品目表第一五・〇二項中「牛脂」を「牛のもの」に改める。

輸入統計品目表第一六〇五・五九号中「スキャロップ」を「帆立貝」に改める。

輸入統計品目表第二二〇六・〇〇号中

「

	225	――――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		L
	229	――――その他のもの		L

」を

「

		――――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		
	223	―――――酒税法第23条第２項第３号ロに規定するもの（発泡酒にスピリッツを加えたもの）		L
	224	―――――その他のもの		L
		――――その他のもの		
	228	―――――酒税法第23条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの）		L
	229	―――――その他のもの		L

」に改める。

○財務省告示第百十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十四年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十四年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項の区分	輸入基準数量
一	二・三トン
二	五・〇トン
三	一四トン
四	三二、二五六トン
五	一、七〇五トン
六	五二四トン
七	二三トン
八	一一トン
九	五〇、七三三トン
一〇	一〇、五六三トン
一一	八、六二四トン
一二	九七、〇一八トン
一三	六、六五八、三三九トン
一四	一、四四二、九八二トン
一四の二	九一六、六八一トン
一五	一、一五九トン
一六	一三、九三三トン
一七	一六〇、五〇一トン
一八	三、六四七トン
一九	一、一一一トン
二〇	五六四トン
二一	三〇、六四九トン